

クラウド利用規約 プラン別細則 20160323) イニシャル"0"プラン/BPO プラン用

第1条 (契約申込・成立)

1. お客様が本サービスの利用を希望する場合、当社の Web サイト (<http://pca.jp/cloud-entry/>) よりお申込みください
2. 当社 Web サイトからのお申込み完了後、当社から管理者へ当社の定める「PCA クラウド利用通知書」(以下、「利用通知書」という)の発送をもって、本サービスの利用契約の成立といたします。
3. 当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当している場合は、当該申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1)申し込み内容に虚偽、ご記入漏れ、誤記、判読不能部分があった場合
 - (2)過去に規約違反等により、当社が提供するサービスご利用の資格を取り消されたことがある場合
 - (3)その他当社がお客様として不適切と判断した場合

第2条 (契約期間・更新・解約)

1. 本サービスの無料利用のご利用開始可能日は、サービスユーザー ID と共に利用通知書にてお知らせいたします。
2. 利用通知書に記載される課金開始日より、正式にお客様のご利用期間およびご利用料金の課金が開始されます。
3. 最初のご利用期間満了後は、変更手続き、解約手続きがない場合、1 ヶ月ごとにご利用期間が自動更新されます。
4. お客様は、本サービスご利用期間中いつでも本サービスをご解約いただけます。ただし、お客様の最短有償ご利用期間を 2 ヶ月とさせていただきますので、課金開始日から 2 ヶ月以内にご解約される場合、2 ヶ月分のご利用料金のうち未払い分を、ご解約時に一括して当社にお支払いください。
5. 本サービスのご利用を終了される場合は、当社の定める「PCA クラウド解約申込書」(以下「解約申込書」とする)に必要な事項を記入のうえ、当社まで郵送にてお送りください
6. 20日までに解約申込書が当社に届いた場合のお支払いは、当月(翌月分利用料金)までのご利用は翌月末日までとなり、21日以降に解約申込書が当社に届いた場合は、お支払いは翌月(翌々月分利用料金)までのご利用は翌々月末にて終了となります。
7. お送り頂いた解約申込書に記載漏れがある場合等は本サービスの契約終了日が遅れる場合がございます。

第3条 (契約容量・利用時間・サポートサービス)

1. お客様が本サービスでご利用いただけるサーバーの契約容量は利用通知書に定める通りです
2. 本サービスの利用時間は、6:00~24:00 (一日18時間・年中無休)とします。
3. 本サービスをご利用のお客様に対し、利用通知書に記載されたお申し込み製品を対象に、下記の「サポ

ートサービス」をご提供させていただきます（「サポートサービス」のご提供は日本国内に限らせていただきます。）

なお、「サポートサービス」の提供期間は、利用通知書に記載されたものです。

①専用サポート電話のご利用（フリーダイヤル）

「サポートサービス」専用電話にて、ソフトウェアの操作方法のお問い合わせができます。

「サポートサービス」のご利用時間 月～金（祝日／当社指定休日を除く） 9:30～12:00 13:00～17:30

*ただし、仕方方法や社会保険の事務手続きなど、ソフトウェア自体の操作に直接関わりのないご相談にはお応えいたしかねます。

②「PCA オリジナル専用帳票」を15%割引にてご提供

③最新バージョンのプログラム・PDF マニュアルを無償提供

*ただし、ダウンロードでのご提供となります。

④各種情報をご提供

第4条（利用内容の変更・届出事項）

1. 基本ライセンス Type の変更およびソフトウェアの追加の場合は当社の Web サイト

(http://pca.jp/area_product/saas/prosaas_procedure_change_license.html)より「PCA クラウドイニシャル"0"プラン用利用変更申込書」をダウンロードし、必要事項を記入して当社にお申し込みください。

20日までに変更のお申し込みいただいた場合は、翌月1日から変更後の内容でご使用いただけます。

ただし、自動引落口座開設前は、振込確認後のご使用開始となります。

2. 次の各号のいずれかに該当するときは、お客様は自身または管理者により変更内容を当社の定める方法で当社にすみやかに届け出る義務があります。

(1)住所または所在地を変更しようとするとき

(2)商号または屋号を変更しようとするとき

(3)代表者または事業主を変更しようとするとき

(4)決済方法や決済に必要な諸届けの内容を変更しようとするとき

(5)管理者、電話番号または e-mail アドレスを変更しようとするとき

3. 当社が必要と判断する書類がある場合、お客様は当該書類を提出しなくてはなりません。

4. お客様について破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立て、手形交換所の取引停止処分、差押または滞納処分が行われた場合は当社にすみやかに届け出る義務があります。（ただし、支払完了済みの期間を除く）

第5条（利用料金と支払方法）

1. 本サービスの利用料金は、当社の Web サイト上

(http://pca.jp/area_product/saas/prosaas_prc_zero.html)に記載された料金に基づくものとし、

申し込みの行われた基本ライセンス Type および追加ライセンス数やソフトウェアに応じて課金の額を決定します。

2. 本サービスのご利用にあたり、自動引落口座の開設が必須となります。利用通知書に記載された課金開始日の前日までに PCA に「預金口座振替依頼書」が到着するよう送付いただけますようお願いいたします。また「預金口座振替依頼書」の到着が確認できない場合、ご入金状況に関わらずサービスのご利用ができない場合がございます。

既に当社への支払に自動引落口座をご使用のお客様は当該口座をご使用いただけます。

3. 自動引落口座開設前は、銀行振込をご利用してお支払いを御願いたします。利用通知書に記載された課金開始日の前日に弊社での入金確認がとれない場合、本サービスのご利用ができない場合がございます。

自動引落口座開設前にご利用内容の変更を申し込まれる場合、変更内容の反映はご入金確認後となります。振込先口座については、当社より発送する請求書に記載します。

4. 第 4 条に定める変更のお申し込みの際には、申し込み時期により申し込み月または翌月料金に差額が加算または減額されます。

変更後の内容での利用開始日は利用通知書に従います。

5. 当社はおお客様に対し本条第 1 項に基づき求められた利用料金を請求し、お客様は本条に定める方法で期限までに支払う義務を負うものとします。自動引落口座からの引き落としまたは振込みにてお支払いください。口座引き落としについては「料金体系」に定める期日での引き落としとなります。振込みの場合は請求書に定める期日までに支払ってください。

6. お客様について破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立て、手形交換所の取引停止処分、差押または滞納処分が行われた場合は、お客様は期限の利益をただちに喪失し、当社に対する債務の全額を当社の指定する方法一括して支払うこととします。(ただし、支払完了済みの期間を除く)

7. 振込手数料等の利用料金支払いにかかる諸費用は、お客様の負担とします。

8. 共通規約第 6 条第 1 項に基づいて、サービス料金または本サービスの変更を行う場合、変更する 3 ヶ月以上前に管理者に対して当社はオンライン通知を行います。通知内容の掲載または発信によりその効力が生ずるものとし、通知が管理者に未達または管理者が未確認でもその効力に影響がないものとします。